

改正案	現行
<p>（適用除外有価証券）</p> <p>第一条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十七条に規定する大蔵省令で定めるものは、証券取引法施行令第三条の四第三号に掲げる特定有価証券を定める省令（平成五年大蔵省令第十五号）第二号に規定する有価証券をいう。</p> <p>（特定有価証券等の買付けに準ずるもの）</p> <p>第一条の三 令第二十七条の五第四号に規定する大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定有価証券等（特定有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）を表示する令第二十七条の三第一号に掲げる関連有価証券（以下「売方関連有価証券」という。）を除く。以下この条、次条及び第六条の二において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>二 特定有価証券等の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において</p>	

買主としての地位を取得するものに限る。( )の取得及びオプション)  
当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係  
る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するもの  
に限る。( )の付与

- 三 特定有価証券等に係る有価証券指数等先物取引(これに準ずる取引  
で証券取引所の定めるものを含む。この号において同じ。)に係る有  
価証券オプション取引 オプション(当該オプションの行使により当  
該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引にお  
いて現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事  
者となるもの又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限る  
。 )の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使を  
した者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実  
数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるも  
の又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限る。( )の付与
- 四 特定有価証券等に係る外国市場証券先物取引 前三号に掲げる取引  
について、当該各号に定めるものと類似のもの

- 五 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実数値  
が店頭約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる  
もの又はこれに類似するもの

- 六 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等先渡取引に係る有価証券  
店頭オプション取引 オプション(当該オプションの行使により当該  
行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引に  
おいて現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を受領する

立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

七 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の付与

八 特定有価証券等に係る法第二条第十九項第一号に規定する有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った

場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

九 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの

2 | 前項の規定は、売方関連有価証券について準用する。この場合において、前項各号中、「特定有価証券等」とあるのは「売方関連有価証券」と、「受領する」とあるのは「支払う」と、「支払う」とあるのは「受領する」と、「買主」とあるのは「売主」と、「売主」とあるのは「買主」と読み替えるものとする。

（特定有価証券等の売付けに準ずるもの）

第一条の四 令第二十七条の六第四号に規定する大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 特定有価証券等に係る有価証券指数等先物取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの

二 特定有価証券等の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券

店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するものに限り。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限り。）の付与

三 特定有価証券等に係る有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。この号において同じ。）に係る有価証券オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限り。）

（の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券指数等先物取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに準ずるもので証券取引所の定めるものに限り。）の付与

四 特定有価証券等に係る外国市場証券先物取引 前三号に掲げる取引について、当該各号に定めるものと類似のもの

五 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実数値が店頭約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するもの

六 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等先渡取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該

行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等先渡取引において現実店頭数値が約定店頭数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）の付与

七 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る有価証券店頭指数等スワップ取引において特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれらに類似するものに限る。）の付与

八 特定有価証券等に係る法第二条第十九項第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をし

た時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）の付与

九 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引 特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの若しくは特定有価証券等の価格が取引の約定時点よりも下落した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれらに類似するもの

2 | 前項の規定は、売方関連有価証券について準用する。この場合において、前項各号中、「特定有価証券等」とあるのは「売方関連有価証券」と、「受領する」とあるのは「支払う」と、「支払う」とあるのは「受領する」と、「買主」とあるのは「売主」と、「売主」とあるのは「買主」と読み替えるものとする。

（役員及び主要株主の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等に含まれる場合）

第二条 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等の役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証

（役員及び主要株主の特定有価証券等の買付け又は売付けに含まれる場合）

第二条 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等の役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証

券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて大蔵省令で定める場合は、上場会社等の役員又は主要株主が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合とする。

(報告書の提出を要しない場合)

第四条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(当該上場会社等が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買付けたときは、証券会社に委託等を行つた場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)
- 三 (略)
- 四 第二号に掲げる場合を除くほか、上場会社等の関係会社の従業員が

券等の買付け又は売付けをする場合であつて大蔵省令で定める場合は、上場会社等の役員又は主要株主が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等の買付け又は売付けをする場合とする。

(報告書の提出を要しない場合)

第四条 法第百六十三条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える割合の株式又は出資を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合(当該上場会社等が商法第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買付けたときは、証券会社に委託等を行つた場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)
- 三 (略)
- 四 第二号に掲げる場合を除くほか、上場会社等の関係会社の従業員が

当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを証券会社に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五・六（略）

七 法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約により上場会社等の株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券を含む。）の買付けが証券会社に委託等を行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八・九（略）

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。）

ロ 同項第九号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの

十一・十二（略）

十三 特定有価証券等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引を行つた場合

当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを証券会社に委託して行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五・六（略）

七 法第六十六条の五の規定による金融監督庁長官の承認を受けた方法により上場会社等の株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券を含む。）の買付けが証券会社に委託して行われた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

八・九（略）

十 上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の発行する特定有価証券のうち次のいずれかに該当するものに係る買戻条件付売買であつて買戻価格があらかじめ定められているものを行う場合（当該役員又は主要株主が専ら自己の資金調達のために行う場合に限る。）

イ 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。）

ロ 同項第九号に掲げる有価証券でイの性質を有するもの

十一・十二（略）

(利益の算定の方法)

第六条 法第百六十四条第九項に規定する大蔵省令で定める利益の算定の方法は次に掲げる方法とする。

- 一 法第百六十三条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等について自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をしたと認められる場合(次号の規定に該当する場合を除く。)においては、当該売付け等の単価から当該買付け等の単価を控除した数値に当該売付け等の数量と当該買付け等の数量のうちいずれか大きくない数量(以下この条において「売買合致数量」という。)を乗じて算出した金額のうち当該売買合致数量の部分に係る手数料及び有価証券取引税の額(オプションにあつては、取引所税の額)に相当する金額を超える部分の金額を利益の額と算定する。

- 二 法第百六十三条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等について、二回以上の買付け等又は二回以上の売付け等を行ったと認められる場合においては、買付け等のうち最も早い時期に行われたものと売付け等のうち最も早い時期に行われたものとを組み合わせ(当該買付け等の行われた後六月以内に当該売付け等が行われた場合又は当該売付け等の行われた後六月以内に当該買付け等が行われた場合に限る。以下同じ。)前号に定める方法により利益の算定を行い、次に残つた買付け等又は売付

(利益の算定の方法)

第六条 法第百六十四条第九項に規定する大蔵省令で定める利益の算定の方法は次に掲げる方法とする。

- 一 法第百六十三条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が当該上場会社等の特定有価証券等について自己の計算においてその買付けをした後六月以内に売付けをし、又は売付けをした後六月以内に買付けをしたと認められる場合(次号の規定に該当する場合を除く。)においては、当該売付けの単価から当該買付けの単価を控除した数値に当該売付けの数量と当該買付けの数量のうちいずれか大きくない数量(以下この条において「売買合致数量」という。)を乗じて算出した金額のうち当該売買合致数量の部分に係る手数料及び有価証券取引税の額(オプションにあつては、取引所税の額)に相当する金額を超える部分の金額を利益の額と算定する。

- 二 法第百六十三条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等について、二回以上の買付け等又は二回以上の売付け等を行ったと認められる場合においては、買付けのうち最も早い時期に行われたものと売付けのうち最も早い時期に行われたものとを組み合わせ(当該買付けの行われた後六月以内に当該売付けが行われた場合又は当該売付けの行われた後六月以内に当該買付けが行われた場合に限る。以下同じ。)前号に定める方法により利益の算定を行い、次に残つた買付け又は売付けについて、同様の

け等について、同様の方法により、組み合わせるべき買付け等又は売付け等がなくなるまで組み合わせを行い、それぞれの組み合わせについて前号に定める方法により利益の算定を行うものとする。なお、同一日において二回以上の買付け等又は二回以上の売付け等を行ったと認められる場合においては、買付け等については最も単価が低いものから順に買付け等を行ったものとみなし、売付け等については最も単価が高いものから順に売付け等を行ったものとみなす。

- 2 前項第二号の規定の適用については、組み合わせた買付け等又は売付け等のうち売買合致数量を超える部分は、当該買付け等又は売付け等とは別個の買付け等又は売付け等とみなし、さらに組み合わせの対象とする。

( 特定取引に準ずるもの )

第六条の二 令第二十七条の七第二号に規定する大蔵省令で定めるものは、特定有価証券等の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引のうち、オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)の取得及びオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)の付与とする。

- 2 前項の規定は、売方関連有価証券について準用する。この場合において、「特定有価証券等」とあるのは、「売方関連有価証券」と、「売主」

方法により、組み合わせるべき買付け又は売付けがなくなるまで組み合わせを行い、それぞれの組み合わせについて前号に定める方法により利益の算定を行うものとする。なお、同一日において二回以上の買付け又は二回以上の売付けを行ったと認められる場合においては、買付けについては最も単価が低いものから順に買付けを行ったものとみなし、売付けについては最も単価が高いものから順に売付けを行ったものとみなす。

- 2 前項第二号の規定の適用については、組み合わせた買付け又は売付けのうち売買合致数量を超える部分は、当該買付け又は売付けとは別個の買付け又は売付けとみなし、さらに組み合わせの対象とする。

とあるのは「買主」と、「買主」とあるのは「売主」と読み替えるものとする。

(特定取引に係る特定有価証券の額)

第六条の三 法第百六十五条第一号に規定する特定取引に係る特定有価証券の額として大蔵省令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 関連有価証券(売方関連有価証券を除く。以下この条及び次条において同じ。)の売付け又は売方関連有価証券の買付け 当該売付けに係る関連有価証券又は買付けに係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の額

二 特定有価証券の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る特定有価証券の額

三 関連有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引又は売方関連有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る関連有価証券又は売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の額

(役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額)

(役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額)

第七條 法第百六十五條第一号に規定する上場会社等の役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定有価証券の売付け 当該役員又は主要株主の売付けに係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて、当該役員又は主要株主が所有するものの額に次のイからトに掲げる額を加えた額からチからワに掲げる額を控除した額とする。

イ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該種類の特定有価証券の額（関連有価証券の場合は、当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額とする。以下この条において同じ。）。

ロ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額

ハ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オ

第七條 法第百六十五條第一号に規定する上場会社等の役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額は、当該役員又は主要株主の売付けに係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所ら第六号に掲げる額を控除した額とする。

一 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該種類の特定有価証券の額

二 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額

三 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）又は付与（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合における取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る当該種類の特定有価証券の額

四 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券について消費貸借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る当該種類の特定有価証券の額

五 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券

プシオンに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合における取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額

二 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券を所有している場合における当該関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

ホ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について消費貸借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合における当該借入れ又は寄託に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

ヘ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

ト 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に係るオプション（当該オプション

について発行日取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額

六 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）又は付与（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合における取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る当該種類の特定有価証券の額

2 法第六十五条第二号に規定する上場会社等の役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額は、当該役員又は主要株主の取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有するものに前項第一号から第三号に掲げる額を加えた額から同項第四号から第六号に掲げる額を控除した額とする。

ンの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連  
有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。

（の取得又はオプション（当該オプションの行使により当該行使を  
した者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において買  
主としての地位を取得するものに限る。）の付与をしている場合に  
おける取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する  
売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係  
る当該種類の特定有価証券の額

チ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証  
券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について消費貸  
借による借入れをし、又は消費寄託による寄託を受けている場合に  
おける当該借入れ又は寄託に係る当該種類の特定有価証券の額

リ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証  
券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券について発行日  
取引により売付けをして、その引渡しを行っていない場合における  
当該発行日取引に係る当該種類の特定有価証券の額

ヌ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証  
券又は当該種類の特定有価証券に係る関連有価証券の売買に係るオ  
プション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オ  
プションに係る特定有価証券又は関連有価証券の売買において売主  
としての地位を取得するものに限る。）の取得又はオプション（当  
該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係  
る特定有価証券又は関連有価証券の売買において買主としての地位

を取得するものに限る。( )の付与をしている場合における取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る当該種類の特定有価証券の額

ル 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について信用取引により買付けをして、信用に係る債務を決済していない場合における当該信用取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

ロ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券について発行日取引により買付けをして、その引渡しを受けていない場合における当該発行日取引に係る当該売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

リ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る売方関連有価証券の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)( )の取得又はオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る売方関連有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。)( )の付与をしている場合における取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る当該種類の特定有価証券の額

二 関連有価証券の売付け又は売方関連有価証券の買付け 当該役員又は主要株主の売付けに係る関連有価証券又は買付けに係る売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有するものの額に前号イからトに掲げる額を加えた額から同号チからワに掲げる額を控除した額とする。

三 特定有価証券の売買に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 当該役員又は主要株主の取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有するものの額に第一号イからトに掲げる額を加えた額から同号チからワに掲げる額を控除した額とする。

四 関連有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引又は売方関連有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 当該役員又は主要株主の取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買に係る関連有価証券又は売方関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有するものの額に第一号イからトに掲げる額を加えた額から同号チからワに掲げる額を控除した額とする。

( 売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価

証券の数量)

第七条の二 法第六十五条第二号に規定する特定有価証券等に係る売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として大蔵省令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 特定有価証券に係る有価証券指数等先物取引又は有価証券店頭指数等先渡取引 当該取引に係る取引契約金額を一特定有価証券当たりの約定数値又は店頭約定数値(約定数値又は店頭約定数値をその取引に係る想定特定有価証券数で除した数値)で除した数

二 特定有価証券に係る有価証券指数等先物取引に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭指数等先渡取引に係る有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券指数等先物取引又は有価証券店頭指数等先渡取引に係る取引契約金額を一特定有価証券当たりの権利行使約定数値又は権利行使店頭約定数値(その取引の当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る約定数値又は店頭約定数値)で除した数

三 特定有価証券に係る法第二十九条第十九項第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの権利行使店頭約定数値(その取引の当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る店頭約定数値)で除した数

四 特定有価証券に係る有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引に係る想定元本額を一特定有価証券当たりの時価額で除した数

五 特定有価証券に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券店頭指数等スワップ取引に係る想定元本額を  
一 特定有価証券当たりの時価額で除した数

六 関連有価証券に係る有価証券指数等先物取引又は有価証券店頭指数等先渡取引 当該取引に係る取引契約金額を一関連有価証券当たりの約定数値又は店頭約定数値（約定数値又は店頭約定数値をその取引に係る想定関連有価証券数で除した数値）で除した数にその一関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数を乗じた数

七 関連有価証券に係る有価証券指数等先物取引に係る有価証券オプション取引又は有価証券店頭指数等先渡取引に係る有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券指数等先物取引又は有価証券店頭指数等先渡取引に係る取引契約金額を一関連有価証券当たりの権利行使約定数値又は権利行使店頭約定数値（その取引の当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る約定数値又は店頭約定数値）で除した数にその一関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数を乗じた数

八 関連有価証券に係る法第二条第十九項第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する取引に係る想定元本額を一関連有価証券当たりの権利行使店頭約定数値（その取引の当事者の一方の意思表示により成立する取

引に係る店頭約定数値)で除した数にその一関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数を乗じた数

九 関連有価証券に係る有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引に係る想定元本額を一関連有価証券当たりの時価額で除した数にその一関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数を乗じた数

十 関連有価証券に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券店頭指数等スワップ取引に係る想定元本額を一関連有価証券当たりの時価額で除した数にその一関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券の数を乗じた数

(役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量)

第七条の三 法第六十五条第二号に規定する上場会社等の役員又は主要株主が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として大蔵省令で定める数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 特定有価証券に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 当該役員又は主要株主の当該取引に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有する

ものの額を当該取引日における一定有価証券当たりの時価額で除した数に次のイ及びロに掲げる数を加えた数から八及び二に掲げる数を控除した数とする。

イ 第七条第一号イからトに掲げる額を一定有価証券当たりの時価額で除した数

ロ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る令第二十七条の五第四号に規定する取引をして、その決済をしていない場合における当該取引に係る第七条の二に規定する特定有価証券の数

ハ 第七条第一号チからワに掲げる額を一定有価証券当たりの時価額で除した数

ニ 当該役員又は主要株主が当該上場会社等の当該種類の特定有価証券に係る令第二十七条の六第四号に規定する取引をして、その決済をしていない場合における当該取引に係る第七条の二に規定する特定有価証券の数

二 関連有価証券に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 当該役員又は主要株主の当該取引に係る関連有価証券に表示されたオプション又は権利に係る特定有価証券と同じ種類の当該上場会社等の特定有価証券であつて当該役員又は主要株主が所有するものの額を当該取引日における一定有価証券当たりの時価額で除した数に前号のイ及びロに掲げる数を加えた数から八及び二に掲げる数を控除した数とする。



新 旧 対 照 表

新					旧				
別紙様式					別紙様式				
役員又は主要株主の売買報告書					役員又は主要株主の売買報告書				
証券会社及び 登録金融機関名 _____					証券会社名 _____				
<p>[ 特定有価証券等の種類 ( 該当するものを _____ で囲むこと。また、その他の欄に該当する特定有価証券等の種類若しくは取引の種類を記載すること。) : 1 . 株式等 2 . 転換社債券等 3 . その他 ( _____ ) ]</p>					<p>[ 特定有価証券の種類 ( 該当するものを _____ で囲むこと。) : 1 . 株券等 2 . 転換社債等 3 . オプション ]</p>				
種別	約定年月 ( 西暦 )	証券会社等コード	銘柄名	銘柄コード	種別	約定年月 ( 西暦 )	証券会社コード	銘柄名	銘柄コード

## 新 旧 対 照 表

( 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する省令 )

新	旧
<p>( 記載上の注意 )</p> <p>1 . 取引者の氏名又は名称  <u>取引者が個人の場合には、氏名を記入し押印すること。法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。なお、代理人が報告書を提出する場合（取引者の氏名又は名称が当該代理人の氏名又は名称である場合に限る。）には、当該提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること。</u></p> <p>2 . 特定有価証券等の種類  <u>次の分類に応じて該当する番号を で囲むこと。（国内発行、海外発行を問わない。）</u>  <u>普通株式、優先株式および新株引受権証書 1</u>  <u>転換社債券、普通社債券、新株引受権付社債券および新株引受権証券 2</u>  <u>その他 3</u>  <u>（注）その他の欄には、該当する特定有価証券等（1及び2に該当するものを除く。）の種類を記載すること。（例：預託証券）</u></p> <p>3 . 約定年月  <u>売買等が成立した日の属する年月を西暦で記載すること。</u></p> <p>4 . 証券会社等コード  <u>取引者が買付け等又は売付け等の委託等をした証券会社又は登録金融機関のコードを記載すること。</u></p> <p>5 . 銘柄名  <u>特定有価証券等又は特定有価証券等（の売買）に係る取引（例：有価証券オプション取引等）の具体的な銘柄名等を記載すること。なお、普通社債券、転換社債券、新株引受権付社債券および新株引受権証書については、回記号及び発行年月日を併せて記載すること。</u></p> <p>6 . 銘柄コード  <u>特定有価証券等又は特定有価証券等（の売買）に係る取引について、証券コード協議会又は証券取引所が定めるコードがある場合には当該コードを記載し、定めがない場合は空白とする。</u></p> <p>7 . 取引者の住所又は所在地  <u>個人の場合は現住所を、法人の場合は本店所在地を記載すること。</u></p>	<p>( 記載上の注意 )</p> <p>1 . 取引者の氏名又は名称  <u>取引者が個人の場合には、氏名を記入し押印すること。法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること。</u></p> <p>2 . 特定有価証券の種類  <u>次の分類に応じて該当する番号を で囲むこと。（国内発行、海外発行を問わない。）</u>  <u>普通株式、優先株式および新株引受権証書の売買 1</u>  <u>転換社債、普通社債、新株引受権付社債および新株引受権証券 2</u>  <u>オプション 3</u></p> <p>3 . 約定年月  <u>売買（オプションの付与・取得を含む。以下同じ。）が成立した日の年月を西暦で記載。</u></p> <p>4 . 証券会社コード  <u>売買を委託した証券会社の証券コードを記載。</u></p> <p>5 . 銘柄名・銘柄コード  <u>銘柄名は株式、オプション以外は、回記号および発行年月も記載。銘柄コードは証券コード協議会の定めるもの（オプションについては、証券取引所における株券オプションの銘柄コード（9桁））とし、定めのない銘柄については空白とする。</u></p> <p>( 新設 )</p> <p>6 . 取引者の住所又は所在地  <u>個人の場合は現住所を、法人の場合は本店所在地を記載。</u></p>

8. 取引者と会社との関係  
発行会社の役員である場合は「1」を、主要株主である場合は「2」を記載すること。

9. 個人・法人等区分  
個人でない場合は「1」を、個人の場合は「2」を記載すること。

10. 取引者の氏名又は名称  
取引者が個人でない場合は、株式会社、有限会社等該当する番号を で囲み、名称を記載すること。

11. 約定日  
売買等が成立した日を記載すること。また、一口注文の場合で、約定が異なる場合は約定ごとに記載すること。

12. 執行市場区分  
売買等が執行された市場等（取引所等）について、次の市場区分コード（1～11）の中で該当するものの番号を記載すること。  
(注)市場区分コード 東京：1 大阪：2 名古屋：3 京都：4  
広島：5 福岡：6 新潟：7 札幌：8  
上場会社の発行した有価証券を取引所以外で売買執行：9  
店頭売買有価証券の発行者が発行した有価証券：10  
その他：11

13. 売買区分  
売付け等の場合は「1」を、買付け等の場合は「2」を記載すること。

14. 数量  
売付け等又は買付け等をした数量を記載すること。  
(注)記載単位 株式：1株  
転換社債券・普通社債券・新株引受権付社債券：1万円  
新株引受権証券：1証券  
上記以外の特定有価証券等については、その種類及び内容に適した単位を付すること。

15. 単価  
売付け等又若しくは付け等の価格又は約定数値を記載すること。記載単位は、株式は円、株式以外は銭とする。  
(注)特定有価証券等が外貨建である場合は、（単価×為替相場）により邦貨換算（少数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替相場は顧客に交付される書類に記入されている相場を用いることとし、外貨建売買のため記入の無いときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値を用いることとする。

16. 売買代金  
売付け等又は買付け等の代金（特定有価証券等が外貨建である場合には、邦貨換算した金額）を記載すること。記載単位は円とする。

7. 取引者と会社との関係  
発行会社の役員である場合は「1」、主要株主である場合は「2」を記載。

8. 個人・法人等区分  
個人でない場合は「1」、個人の場合は「2」。

9. 取引者の氏名又は名称  
取引者が個人でない場合は、株式会社、有限会社等該当する番号を で囲み、名称を記載。

10. 約定日  
売買が成立した日を記載。一口注文の場合で、約定が異なる場合は約定ごとに記載。

11. 執行市場区分  
売買が執行された市場等（取引所等）について、次の市場区分コード（1～10）の中で該当するものの番号を記載。  
(注)市場区分コード 東京：1 大阪：2 名古屋：3 京都：4  
広島：5 福岡：6 新潟：7 札幌：8  
上場会社の発行した有価証券を取引所以外で売買執行：9  
店頭売買有価証券：10

12. 売買区分  
売付けは「1」、買付けは「2」を記載。

13. 数量  
売買数量を記載。  
(注)記載単位 株式：1株 転換社債・普通社債・新株引受権付社債：1万円  
新株引受権証券：1証券 オプション：1単位

14. 単価  
売買単価を記載。記載単位は、株式は円、株式以外は銭。  
(注)外貨建証券の単価については、（単価×為替レート）により邦貨換算（少数点第3位を四捨五入し、第2位まで）した金額とする。邦貨換算に用いる為替レートは顧客に交付される書類（「外国証券取引報告書」等）に記入されているレートを用いることとし、外貨建売買のため記入の無いときは、約定日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の中値を用いることとする。

15. 売買代金  
売買代金（外貨建証券については、邦貨換算した金額）を記載。記載単位は円。

17. 手数料等

証券会社又は登録金融機関に支払う手数料等（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。記載単位は円とする。

（注）複数の約定を一口注文として委託手数料を算定している場合でも、各約定の売買代金で按分した手数料額を約定ごとに記載すること。また、特定有価証券等が外貨建である場合については、邦貨換算した金額とする。ただし、商品の特性により、委託手数料が既に単価に含まれており、分離が不可能な商品については、「ゼロ」とする。

18. 有価証券取引税又は取引所税の金額

株式等及び転換社債券等については有価証券取引税額を記載し、取引所において売買されるオプションについては取引所税（相当）額を記載すること。記載単位は円とする。なお、複数の約定にかかる税額を一括して記載しないこと。

16. 手数料

証券会社に支払う手数料（消費税及び地方消費税を含む）を記載。記載単位は円。（注）複数の約定を一口注文として委託手数料を算定している場合でも、各約定の

売買代金で按分した手数料額を約定ごとに記載すること。また、外貨建商品については、邦貨換算した金額とする。ただし、商品の特性により、委託手数料が既に単価に含まれており、分離が不可能な商品については、「ゼロ」とする。

17. 有価証券取引税又は取引所税の額

株式及び転換社債券等については有価証券取引税額を記載し、取引所において売買されるオプションについては取引所税（相当）額を記載。記載単位は円。なお複数の約定にかかる税額を一括して記載しないこと。

